

第 6 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和2年12月9日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第6回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和2年12月9日(水曜日)

午前9時58分開議
午前10時8分休憩
午前10時12分開議
午前11時4分休憩
午前11時7分開議
午後0時1分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補
正予算(第12号)

議案第31号 指定管理者の指定について

議案第32号 指定管理者の指定について

議案第33号 指定管理者の指定について

議案第34号 指定管理者の指定について

議案第35号 指定管理者の指定について

議案第36号 指定管理者の指定について

報告第1号 専決処分の報告について

請第23号 国の責任による少人数学級の前
進を求める意見書に関する請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ
いて

報告事項

①令和2年7月豪雨からの復旧・復興
プランについて

②第3期熊本県教育振興基本計画素案に
ついて

③退職手当支給制限処分の取消を求める
審査請求に関する諮問について

④熊本県文化財保存活用大綱素案につい
て

⑤「県立高等学校あり方検討会」中間報
告(案)について

出席委員(8人)

委員長 橋口海平

副委員長 岩本浩治
委員 溝口幸治
委員 高野洋介
委員 西山宗孝
委員 松野明美
委員 本田雄三
委員 坂梨剛昭

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 古閑陽一

教育理事 國武慎一郎

教育総務局長 西尾浩明

県立学校教育局長 牛田卓也

市町村教育局長 川並満徳

教育政策課長 井藤和哉

学校人事課長 磯谷重和

文化課長 中村誠希

施設課長 川元敦司

高校教育課長 岩本修一

特別支援教育課長 牛野忠男

学校安全・安心推進課長 重岡忠希

体育保健課長 平江公一

義務教育課長 竹中千尋

社会教育課長 須惠勝幸

人権同和教育課長 井上大介

警察本部

本部長 岸田憲夫

警務部長 植田有佐

生活安全部長 吉田至

刑事部長 熊川誠吾

交通部長 平良俊司

警備部長 中村勇一

首席監察官 林秀典

参事官兼警務課長 濱 田 聡 朗
参事官兼会計課長 原 田 聖 哉
参事官
兼生活安全企画課長 徳 本 和 浩
参事官兼地域課長 山 川 潔
参事官兼刑事企画課長 田 中 淳一郎
参事官（組織犯罪対策） 松 野 光 昭
参事官兼交通企画課長 平 木 敏 史
参事官（運転免許） 村 上 敏 幸
参事官兼警備第一課長 春 日 克 友
理事官兼総務課長 井 野 新 輝
理事官兼交通規制課長 寺 本 和 宏

事務局職員出席者

議事課主幹 山 本 さおり
政務調査課主幹 小 田 裕 一

午前9時58分開議

○橋口海平委員長 ただいまから第6回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

今回、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、警察本部を前半に、教育委員会を後半に、入れ替えて審議を行うこととしました。

まず、付託議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、岸田本部長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、岸田本部長。

○岸田警察本部長 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり御支援、御協力をい

ただいているところであり、この場をお借りし、心からお礼を申し上げます。

それでは、今回、県警察から提案しております2件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まず、予算関係でございます。

議案第1号、熊本県一般会計補正予算については、職員の給与費や総合治安対策費等で総額4億1,200万円余の増額補正をお願いするものでございます。

また、今年度内に支出が終わらない可能性のある工事について繰越明許費の設定及び令和3年度当初から業務を開始する必要がある事業等について債務負担行為の設定をそれぞれお願いするものでございます。

次に、報告関係でございます。

報告第1号は、専決処分させていただきました2件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定についての報告でございます。

このほか、その他報告事項として、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについて報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○橋口海平委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○原田会計課長 会計課でございます。

警察本部からの提出議案につきまして、お手元の資料で説明いたします。

予算関係議案でございます。

資料の1ページをお願いします。

議案第1号、熊本県一般会計補正予算（第12号）でございます。

上段の説明欄を御覧ください。

警察本部費で4億789万5,000円の増額をお願いしております。

これは、警察職員の時間外勤務手当の所要

額でございます。令和2年7月豪雨災害への対応等で不足が見込まれることから、増額をお願いするものでございます。

続きまして、中段を御覧ください。

運転免許費で21万9,000円の増額をお願いしております。

これは、運転免許証の更新業務に従事する会計年度任用職員を雇用するための経費でございます。新型コロナウイルス対策として、運転免許証の有効期限の延長措置を行っており、更新手続に関して新たな業務が生じていることから、臨時的に職員を雇用するものでございます。

次に、下段を御覧ください。

警察活動費で421万1,000円の増額をお願いしております。

これは、災害現場等で使用する資機材として、水上バイクを整備するための経費でございます。整備後は、訓練等を行い、災害対処能力の向上を図ってまいります。

以上、補正後の警察費予算総額は406億9,232万2,000円となります。

次に、2ページをお願いします。

上段の繰越明許費でございます。

まず、警察費の1段目の警察管理費で6,198万8,000円の設定をお願いしております。

これは、県庁舎熱源機器更新工事など、警察施設整備に関する事業でございます。

次に、2段目の警察活動費で2,677万5,000円の設定をお願いしております。

これは、速度違反自動取締装置の撤去工事に関する事業でございます。

3段目の警察災害復旧費で5,179万5,000円の設定をお願いしております。

これは、令和2年7月豪雨により被災した交通安全施設の災害復旧工事に関する事業でございます。

これらの工事につきましては、関係機関との協議等に時間を要したことから、年度内に

工事を完了しない可能性があるため、繰越しの設定を行うものでございます。

次に、下段の債務負担行為補正でございます。

警察関係業務につきまして、総額6億7,098万5,000円の増額変更をお願いしており、補正後の限度額は、14億1,699万7,000円となります。

説明欄に記載しております業務委託につきまして、令和3年4月1日から業務を開始する必要があります。一般競争入札の手続が必要なものや整備計画等により今年度中に契約が必要なものについて、11月補正予算において債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

予算関係議案についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○林首席監察官 監察課でございます。

報告第1号の専決処分について御報告をさせていただきます。

資料は、3ページ、4ページを御覧ください。

令和2年7月に発生いたしました本県警察職員が運転する公用車による2件の交通事故に関し、事故の相手方と熊本県の間で損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしましたので御報告いたします。

事故の概要につきましては、4ページの資料のとおりであります。2件の交通事故のいずれもが県側の過失が大きく、特に番号、1の事故は、駐車中の相手方車両に衝突するなど、県の過失が10割の事故であり、県側から資料のとおり賠償額を支払い、和解が成立したものでございます。

なお、賠償につきましては、加入しております任意保険を使用して全額支払っているところでございます。

損害賠償が発生しました2件の交通事故に

つきましては、いずれも運転者または同乗者の不注意による事故であり、職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めてまいります。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○橋口海平委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 1ページの警察活動費の危機管理対策費ですね。

この予算については、私も全然異論があるところじゃありませんが、せつくなので危機管理対策費という観点からですが、まだ先般の豪雨災害のときのことを検証すれば、必要な危機管理の対策費、特にボートとか、こういったものは必要ではないかというふうに感じています。

知事から治水の方向性が示されたものの、じゃあ来年の梅雨時期にどの程度までその治水対策が進んでいるのかというのを考えれば、恐らく今年とあまり変わらない状況だろうと思います。

私も、発災直後、災害対策本部にいたときに、やっぱり飛び交っていた声を冷静に聞くと、警察の担当の方とかいて、消防とかいて、ボートがないかボートがないかと、救助に行くのにボートがないかと、消防署はたしか2艇ぐらいしかなかったし、警察もそんなにたくさんなかったし、ラフティング会社に電話したり右往左往しながら集めたんですけども、なかなか集まりにくかったと。

結局、救助されたのは、近くにラフティングをやっている人とかボートを持っている人のところがたくさん救助が進んだというのが結果的にはあったようですので、例えば流域全体で、私が分かっているのは人吉ですから、人吉だと、例えば二日町派出所さんとか中原の駐在所とか、比較的中心部に近いところに常時数艇置いとくとか、そういった工夫が必要なのではないかというふうに感じておりますので、この予算はこの予算で認めるものの、引き続き来年の梅雨時期に備えて、流域全体を見回していただいて、対応を取っていただくようお願いをしておきたいと思いますが、今現在、そういう観点って、何か進捗等あったらぜひお聞かせをいただきたいと思っています。

○中村警備部長 ゴムボートにつきましては、令和3年度の当初予算で、現在6艇一応要望しております。そのうち、4艇は機動隊に配備して、2艇を人吉署に配備する予定にしているところでございます。

また、今回、水上バイクと一緒に、水上バイクで牽引できる専用のゴムボートも購入予定ですので、水上バイクである程度の間を救助できるんじゃないかと考えております。

以上です。

○溝口幸治委員 分かりました。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。——なければ、これで警察本部に係る質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで5分間休憩いたします。

再開は、10時13分からといたします。

午前10時8分休憩

午前10時12分開議

○橋口海平委員長 休憩前に引き続き会議を

開きます。

まず、今回付託された請第23号について、提出者から趣旨説明の申出がっておりますので、これを許可したいと思います。

それでは、請第23号についての説明者を入室させてください。

（請第23号の説明者入室）

○橋口海平委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いします。

（請第23号の説明者の趣旨説明）

○橋口海平委員長 趣旨はよく分かりました。後でよく審査いたしますので、本日はこれでお引取りください。

（請第23号の説明者退室）

○橋口海平委員長 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、付託議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、古閑教育長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、古閑教育長。

○古閑教育長 委員の皆様方には、日頃から教育行政全般にわたりまして深い御理解と御支援をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

今回提案しております教育委員会関係議案の概要について御説明をいたします。

今回提出しておりますのは、予算関係1議案、条例等関係6議案でございます。

まず、11月補正予算ですが、教育委員会総額で5億4,491万円余の増額補正をお願いし

ております。

主な内容としましては、災害関連として、7月豪雨や台風9号、10号に係る災害復旧、また、7月豪雨で被災した児童生徒等への就学支援に2億6,055万円余、新型コロナウイルス関連として、県立学校の修学旅行の延期等で生じる追加費用への支援、感染防止や学習保障のための物品やICT機器の整備に1億8,436万円余を計上しております。

また、災害復旧事業等に係る繰越明許費81億2,873万円余の設定、指定管理業務等に係る債務負担行為41億6,965万円余の追加についてもお願いしております。

次に、条例等議案ですが、熊本県民総合運動公園など、県立体育施設6施設に係る新たな指定管理者の指定について提案しております。

このほか、その他報告事項として、第3期熊本県教育振興基本計画素案について外3件について御報告させていただきます。

以上が今議会に提案申し上げます議案等の概要です。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○橋口海平委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

お手元の説明資料、（令和2年度11月補正予算等）と記載の資料を御覧ください。

説明資料、2ページをお願いいたします。

11月補正予算について御説明します。

事務局費ですが、1億円を計上しております。

右側の説明欄、1の職員給与費の(1)教育委員会事務局職員給でございますが、これは、教育委員会事務局職員の時間外勤務手当

を計上するものでございます。

教育委員会の時間外勤務手当につきましては、学校人事課で予算措置し、各課及び出先機関へ配当を行っております。

時間外勤務の総時間数は減少しているものの、新型コロナウイルス感染症対策及び令和2年7月豪雨に伴う対応のほか、教育に係る喫緊の課題などにより時間外勤務手当が不足し、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2段目以降の教育振興費、全日制高等学校管理費、特別支援学校費の右側説明欄にあります県立学校物的体制整備支援ですが、これは、新型コロナウイルス感染症対策のため、各県立学校の希望を踏まえまして、非接触型の体温計やサーキュレーターなどの物品の整備、あるいは子供たちの学習保障として空き教室を活用した大型提示装置などのICT機器の整備、家庭にWi-Fi環境がない生徒のためのモバイルルーターの購入などを行う事業としまして8月補正予算で計上しましたが、今回、国から加算地域として認められたため、増額を行い、さらなる整備を行うものでございます。

2段目の教育振興費は、県立中学校分の費用として、3段目の全日制高等学校管理費は、県立高等学校分の費用として、4段目の特別支援学校費は、特別支援学校分の費用として、合計9,500万円を計上しております。

以上、学校人事課、総額で1億9,500万円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川元施設課長 施設課でございます。

説明資料の3ページ上段をお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、1億1,871万円を計上しております。

右側の説明欄、1、教育施設災害復旧費の(1)県立学校施設災害復旧事業でございます

が、これは、台風9号及び10号により被災した県立学校施設、天草拓心高校及び水俣高校の災害復旧に要する経費を計上するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の3ページ下段をお願いいたします。

教育指導費ですが、8,936万1,000円を計上しております。

右側の説明欄、1、教育行政事務費の(1)県立学校修学旅行支援事業ですが、県立学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行が延期した場合等に発生する追加費用等の支援に要する経費を計上するものでございます。

次に、2段目の教育施設災害復旧費でございますが、8,469万1,000円を計上しております。

右側の説明欄、1、教育施設災害復旧費の(1)県立高校産業教育設備災害復旧費ですが、令和2年7月豪雨により被害を受けた芦北高校の産業教育設備等の災害復旧に要する経費を計上するものでございます。

以上、総額1億7,405万2,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹中義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の4ページ上段をお願いいたします。

教育指導費でございますが、820万円を計上しております。

右側の説明欄、1、学校教育指導費の(1)令和2年7月豪雨被災児童生徒就学支援事業でございますが、これは、被災により就学困

難となった児童生徒等の保護者に対する必要な就学援助を行う市町村への補助に要する経費を計上するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の4ページ下段をお願いします。

教育施設災害復旧費ですが、4,895万2,000円を計上しております。

右側の説明欄、1、社会教育施設災害復旧費の(1)青少年教育施設災害復旧事業ですが、7月豪雨で被災したあしきた青少年の家の災害復旧に要する経費を計上するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

5ページ上段をお願いいたします。

繰越明許費の設定について御説明します。

まず、教育費の中学校費、高等学校費、特別支援学校費ですが、それぞれ県立中学校、県立高校、県立特別支援学校の教職員引率旅費について、新型コロナウイルス感染症対策による修学旅行の延期により年度内の執行が困難となったため、合計2,462万2,000円の設定をお願いするものでございます。

次に、4段目の教育費の特別支援学校費でございますが、松橋西支援学校の給食業務を宇城市に委託しておりますが、現在、宇城市学校給食センターの新築工事が行われています。これに伴い、新しい設備に合う食器具等の備品を学校側が納入しなければなりません。センターの竣工が令和3年4月の予定でありまして、年度内の納入が困難なため、380万円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

説明資料の5ページ下段をお願いします。

教育費の社会教育費ですが、これは、文化財の修繕等を行う所有者への助成である文化財保存事業及び保全計画に基づく県立美術館本館改修整備事業について、資材の調達が遅れるなど、年度内の執行が困難となったため、3億6,623万円の設定をお願いするものでございます。

次に、災害復旧費の教育災害復旧費ですが、これは、平成28年熊本地震により被災した文化財の災害復旧事業について、施工業者の確保が遅れるなど、工事施工等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、4億2,321万8,000円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川元施設課長 施設課でございます。

説明資料、6ページ上段をお願いいたします。

教育費の高等学校費ですが、熊本北高校給水設備ほか改築工事ほか45件について、入札不調等により年度内の執行が困難となったため、27億7,988万1,000円の設定をお願いするものでございます。

次に、教育費の特別支援学校費ですが、松橋西支援学校管理棟トイレ改修工事ほか14件について、設計等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、4億6,448万6,000円の設定をお願いするものでございます。

次に、災害復旧費の教育災害復旧費ですが、芦北高校令和2年7月豪雨災害復旧工事ほか6件について、設計等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、17億4,398万3,000円の設定をお願いするものでござい

ます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございま
す。

説明資料の6ページ下段をお願いいたしま
す。

災害復旧費の教育災害復旧費ですが、これ
は、増額補正をお願いしております県立高校
産業教育設備災害復旧費について、ただいま
施設課から説明がありました芦北高校の建物
復旧の工期延長に伴う納期延長により年度内
の執行が困難となったため、8,469万1,000円
の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課で
ございます。

説明資料の7ページ上段をお願いします。

教育費の特別支援学校費ですが、これは、
鏡わかあゆ高等支援学校校舎棟及び寄宿舍棟
改修工事ほか6件について、設計等に日数を
要し、年度内の執行が困難となったため、15
億9,452万7,000円の設定をお願いするもの
でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○平江体育保健課長 体育保健課でございま
す。

説明資料の7ページ中段をお願いします。

教育費の保健体育費でございますが、これ
は、熊本武道館の屋根改修工事において、資
材調達に日数を要し、年度内の執行が困難と
なったため、1億4,379万9,000円の設定を
お願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いします。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございま
す。

説明資料の7ページ下段をお願いいたしま
す。

教育費の社会教育費ですが、これは、青少
年教育施設管理運営費の天草青年の家、菊池
少年自然の家、あしきた青少年の家の整備に
おいて、設計等に日数を要し、年度内の執行
が困難となったため、4億5,054万3,000円
の設定をお願いするものでございます。

次に、災害復旧費の教育災害復旧費です
が、これは、増額補正をお願いしております
青少年教育施設災害復旧事業のあしきた青少
年の家の整備において、設計等に日数を要
し、年度内の執行が困難となったため、
4,895万2,000円の設定をお願いするもの
でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課で
ございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

債務負担行為補正の追加について御説明い
たします。

ほほえみスクールライフ支援事業ですが、
これは、児童生徒への医療的ケアを行うた
め、県立特別支援学校及び県立高等学校に
看護師を配置するもので、看護師を派遣す
る医療機関との業務委託手続において、契
約締結までに3か月程度を要するため、債
務負担行為を設定するものでございます。
業務委託料として8,713万9,000円を計
上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いします。

○平江体育保健課長 体育保健課でございま
す。

説明資料の9ページをお願いします。

体育施設管理運營業務でございますが、熊本県民総合運動公園をはじめとする県立体育6施設について、本年度末で指定期間が終了することから、新たな指定管理者に令和3年度から令和7年度までの指定管理委託を行う必要があるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。指定管理委託料として、6施設合計で40億8,251万5,000円を計上しております。

次に、説明資料の10ページをお願いします。

ただいま債務負担行為の設定をお願いしました県立体育施設6施設の新たな指定管理者の指定について、第31号議案から第36号議案により提案しております。

これは、地方自治法の規定により、県議会の議決を得る必要があることから、承認をお願いするものでございます。

見開きで左側のページを議案の本文、右側のページを条例等議案関係概要としておりますが、本日は、右側のページの概要に沿って御説明させていただきます。

11ページの熊本県民総合運動公園の指定管理者の指定について御説明いたします。

1、選定の経緯につきましては、令和2年8月14日から9月14日まで公募を行い、応募のあった団体から提出された事業計画を基に、10月5日の外部有識者による県教育委員会指定管理候補者選考委員会及び11月6日の県教育委員会を経て指定管理候補者を選定しております。

なお、第33号から第36号の議案については、県教育委員会指定管理候補者選考委員会を9月28日に開催しましたが、開催日を除き、1、選定の経緯は、同様の内容でございますので、以降の議案説明では省略させていただきます。

2、事業内容でございますが、(1)指定管理者の業務内容は、記載のとおりでございます。(2)指定期間は、令和3年4月1日から

5年間でございます。

3、審査結果等の(1)審査結果でございますが、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループが451点、熊本利水工業株式会社が382.5点となっており、指定管理候補者として熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループを選定しております。

(2)の選定理由でございますが、多様な自主事業プログラムの提案や高いサービスの提供が行える組織体制が整っており、熊本県民総合運動公園の効用を最大限に発揮させるものであると期待できること、また、職員等の資格取得や教育に関する計画及び団体の財務の安定性等が他者よりも優れていることでございます。

次に、13ページをお願いします。

熊本県営八代運動公園の指定管理者の指定について御説明いたします。

2、事業内容につきましては、記載のとおりでございます。

3、審査結果等の(1)審査結果でございますが、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループが433点、熊本利水工業株式会社が431.5点となっており、指定管理候補者として熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループを選定しております。

(2)の選定理由でございますが、利用時間の延長や利用促進に関するプログラムなど、具体的な事業計画及び収支計画であること、また、提案額が安価で管理体制が充実していること等の提案内容が優れていること、さらに、財務諸表や団体の事業報告書から、安定的な運営が可能となる財務基盤を有していることでございます。

次に、15ページをお願いします。

藤崎台県営野球場の指定管理者の指定について御説明いたします。

2、事業内容につきましては、記載のとおりでございます。

3、審査結果等の(1)審査結果ございま

すが、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループの点数は463点でございますが、指定管理候補者として熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループを選定しております。

(2)の選定理由でございますが、プロ野球の誘致やミズノボールパーク等の自主事業に関する事業計画の内容が全体的に優れており、藤崎台県営野球場の効用を最大限に発揮させるものと期待できること、財務諸表や団体の事業報告書から、安定的な運営が可能となる財務基盤を有していることでございます。

次に、17ページをお願いします。

熊本武道館の指定管理者の指定について御説明いたします。

2、事業内容につきましては、記載のとおりでございます。

3、審査結果等の(1)審査結果でございますが、公益財団法人熊本県武道振興会の点数は407点でございますが、指定管理候補者として公益財団法人熊本県武道振興会を選定しております。

(2)の選定理由でございますが、武道経験のある人員を確保しており、安定的な運営が可能となる人的能力を有していること、自主事業の提案内容が当該施設のサービスの向上を図るものであり、また、武道を通じ、県民の心身の健全な発達に寄与する取組でもあることなどがございます。

次に、19ページをお願いします。

熊本県立総合体育館の指定管理者の指定について御説明いたします。

2、事業内容につきましては、記載のとおりでございます。

3、審査結果等の(1)審査結果でございますが、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループの点数は453点でございますが、指定管理候補者として熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループを選定しております。

(2)の選定理由でございますが、健康づく

りプログラム等が利用者にとって使いやすい事業となっており、熊本県立総合体育館の効用を最大限に発揮させるものであると期待できること、財務諸表や団体の事業報告書から、安定的な運営が可能となる財務基盤を有していることでございます。

次に、21ページをお願いします。

熊本県総合射撃場の指定管理者の指定について御説明いたします。

2、事業内容につきましては、記載のとおりでございます。

3、審査結果等の(1)審査結果でございますが、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループの点数は441点でございますが、指定管理候補者として熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループを選定しております。

(2)の選定理由でございますが、熊本県総合射撃場に必要な有資格者の確保と適切な人員配置が提案されており、安定的な運営が可能となる人的能力を有していること、定期的な鉛弾の回収、処分作業等、施設の安全管理の内容にも優れていることでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○橋口海平委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○坂梨剛昭委員 説明ありがとうございます。

2ページの件でちょっとお伺いをまずはさせていただきます。と、思います。

学校運営費ということで、33、34、35、コ

コロナ感染症対策分という、この感染症対策に対する中身をちょっと教えていただけないでしょうか。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

今回、県立学校物的体制整備支援ということで、先ほど少し説明をさせていただきましたけれども、内容的には、新型コロナウイルス感染症対策のために、各学校の希望を聞いて対応しているということでございますけれども、例えば非接触型の体温計あるいはサーキュレーターなどの物品の整備を進めております。各学校で不足する分を、今整備を進めていると。それから、状況によって、子供たちの学習保障ということで、ICT機器の整備についてもこの予算を使って一部活用していると。あるいは家庭にWi-Fi環境がない生徒のためのモバイルルーターの購入なども進めていると。それ以外にも、感染症関係で消毒関係とか必要なものを適宜購入するという形で現在進めているところでございます。

○坂梨剛昭委員 ありがとうございます。

コロナウイルス感染症対策ということで、学校の教室を閉め切った中で、夏場とかはとても暑い、空気を入れ替えるということで窓を開けて、そういった暑い状況の中での授業があつたりとか、また、これから、今もだんだん寒くなってきて、空気入替え等があつているかと思えます。

空気清浄機などの設置などは、各学校で统一的に何か対応策とかなされているのでしょうか。もしくは、もうその空気清浄機設置はないとか、そういった状況を教えてもらってもいいのでしょうか。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

例えば、サーキュレーターで換気をする

というのは、今行っております。空気清浄機については、ちょっと確認をしないと現在把握はしておりませけれども、御指摘のとおり、統一的に空気清浄機を入れるという形で今対応しているという状況ではございません。

○坂梨剛昭委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○本田雄三委員 説明ありがとうございます。

施設課さんにちょっと教えていただきたいと思ひまして、ページは、まず3ページですね。

上段の40番で、天草拓心と水俣高校の改修ということで1億1,800万円余出ておりますけれども、これは大規模改修でございましょうか。内容がもし、簡単でいいんですけれども、分かればと思ひまして。

○川元施設課長 施設課でございます。

まず、天草拓心高校、これは苓北にあるマリーナ校舎のほうなんですけれども、台風9号の被害によりまして、海沿いにある倉庫のドア、水道管の破損、あと、浮き桟橋の破損とか、体育館の外壁のパネルが外れたりとか、それを復旧する事業で、天草拓心高校は530万程度の被害でございまして。

それと、水俣高校、これは台風10号による被害でございまして、屋上の防水シートが風で剥がれまして、それが4棟の防水シートが剥がれまして、その復旧として、予算1億1,300万予算を計上するものでございまして。

以上でございまして。

○本田雄三委員 そういう意味では、今水俣高校は、何か仮の復旧で学校の授業等はされ

ておられる状況でしょうか。

○川元施設課長 うちの建築の技師が確認したところ、特にその防水シートが剥がれたことによって雨漏りがあるとか、そういう状況はないというふうに聞いております。授業は、通常どおり行っております。

以上です。

○本田雄三委員 価格あるいは工事費のほうで、ちょっとよく私たちも専門家じゃないから分からないんですけども、ちょっと高額なものだから気になったところでございました。

それと、施設課さんの分で、ページは6ページになりますけれども、これはほかの課にもちょっと関連するところでありますが、入札不調とか設計に日数を要しということで明許繰越し等になっておるようでございますけれども、これは、設計というのは、県側の設計が遅れたということでございましょうか。

○川元施設課長 事業は何本もあって、1つだけの理由というわけではないんですけども、設計に日数を要しというのは、県による設計に時間がかかったというものでございます。あと、入札不調も、営繕課のほうに大きな工事はうちのほうお願いするんですけども、今年度10月までもまだ、管工事とかであれば約半分ぐらい不調が出ていたりとか、そういうのもございまして、今回、年度内の執行が困難となっているものでございます。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

もともといつまでに竣工といいますか、予定されておられて、そういう部分でのそういう設計が日数を要して遅れているとか、入札がなかなかうまくいかないという根本的な何か、ちょっと人が足りないとか、災害等でそういう部分が遅れているとか、そういう何か

理由があるんでしょうか。

○川元施設課長 事業は、これは40何本とか書いていますけれども、営繕課とかにお願いする場合、一遍に年度当初に出してとかいう形じゃなくて、設計ができて発注できる準備ができたなら、まあ平準化もあるんですけども、どんどん出していきます。

今年度は、肉づけ予算が9月になって、そこからまたし出したりとかいうのもございますし、その前に、前年度からの繰越しの予算もございまして、それからまず消化していくというのもございまして、どんどん当該予算の分が後ろに押されて繰り越してしまうと、そういう状況もございます。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

今年、ちょっと決算のほうも委員に行かせていただいたものですから、ストーリーとしてずっとこういう順で送られていくのかなと思ひましてですね。ちょっと件数も相当ありますので、もう少しうまくいように何か手当てが必要ではなかろうかなと思ったところがありましたので、よろしく願いをしたいと思ひます。

○川元施設課長 補足ですけれども、今回49億計上しておりますけれども、これは全て繰り越すかというのと、この議案を出す時点で事業が終わってないものについては全て計上してまして、枠を確保すると、何かあれば繰り越してしまうということで、枠の確保ということで、実際、年度を繰り越すのは、またこれから減っていく予定でございまして。

○本田雄三委員 遅れて先送りされる分は結構といいますか、仕方ないと思ひますけれども、不備があつたりあるいは困っている状況であれば、速やかに施工できるように御努力をお願いしたいと思ひます。

ありがとうございました。

○川元施設課長 分かりました。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西山宗孝委員 3ページ、教育指導費の中で、修学旅行の延期に伴う追加措置として約9,000万ぐらいあるんですが、ちょっと中身を、どういったことで、多分キャンセルとか何とかあるのかと想像はつくんですけど、大方の内容を教えていただければと思います。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

今回計上させていただきましたのは、今のコロナ禍の中で、修学旅行を計画している学校が、コロナの影響によって中止を余儀なくされる、あるいは行くことができなくなる生徒さん、そういったのを想定して計上させていただいております。

中身としましては、基本的には4万2,000円を上限としております。この4万2,000円といいますのは、国内修学旅行の場合、実施できる上限が8万5,000円というふうに設定しておりますので、キャンセル料がかかってまいりますのは、実施する予定の20日前から20%という形でキャンセル料がかかってまいります。前日で50%というふうになっておりますので、それを基に、8万5,000円の約半分という形で4万2,000円を上限として支援をしてまいりたいと。

基本的に、4分の3を県のほうで支援してまいりまして、保護者負担が4分の1、しかし、先ほど言いましたように、やむを得ない理由によって中止をすとかいった場合については、全額県のほうで支援をしてまいりたいというふうに考えております。

そういったところで、8,936万1,000円とい

う形を計上しているところでございます。

○西山宗孝委員 今キャンセルの話もありましたけれども、修学旅行を取りやめて県内とか近隣で何かやろうというようなお話もよくニュース等々で聞くんですけども、そういったことのバランスを含めれば、延期になったことで相当費用がかかるということにもなりますか。どうでしょう。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

11月末現在でございますけれども、キャンセル料がかかる前の段階で中止というふうに決定している学校が8校ほどございます。この8校ほどの学校の中には、予定していた修学旅行は中止するけれども、何らかの形で年度内に県内等に行き先を変えて行きたい、代替行事を考えていきたいという学校もございます。

以上でございます。

○西山宗孝委員 今、後段の話についても、これは、延期によるという、予算の中での支援があるという解釈でよろしいわけですか。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

場合によっては、例えば企画料という、まあ僅かな額でございますけれども、そういったものが発生する可能性もございますので、そういったものも対象として支援してまいりたいと思っております。

○西山宗孝委員 ありがとうございました。

細かく——楽しみにしておった分が、まあ遠くに行く、行かないじゃなくて、そういった寄り添った支援をお願いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高野洋介委員 1件要望、1件質問させていただきたいと思いますが、まず2ページの、先ほど坂梨委員のほうから質問がありましたけれども、これは要望なんですけれども、今、朝からテレビを見ますと、某番組で、ある県がいろいろ話題になって、空港がコロナの影響で少なくなったから、そこに宇宙空間をつくるためのコロナウイルス感染症対策費として予算を計上しているとかいう話があります。これから、2月議会も入ります。そして、来年度もコロナ関連予算が計上されると思いますけれども、それぞれ皆さん方が考えているコロナ対策費と県民が感じるコロナ対策費というのが、恐らくニュアンスが変わってくると思います。

そのときに、ぜひ皆様方に一回考えてほしいのは、この予算を計上したときに、これが本当にコロナウイルス感染症対策費なのかというのを、いま一步、もう一回踏みとどまって考えてもらって、我々議会のほうにもしっかりとそういう状況を説明してもらって、計上させていただきたいというふうに、まず1件要望させていただいておきます。

そして、次は質問なんですけれども、指定管理者、6本上がっていますけれども、あるところが、まあ熊本県スポーツ振興団・ミズノグループが5件、1件が武道館ということで、これは、毎回指定管理者のときに質問があるかもしれませんが、熊本県の皆様方の立ち位置と、そして指定管理を受けた団体との権限というのがどういうふうになっているのかなというふうに私いつも思うんですよ。

例えば、指定管理者ということは、5年間あなた方にお任せしますと熊本県がお願いしているわけですから、そこで熊本県がどうい

う立ち位置、権限というのが、私ちょっと分からないところがあるので、ちょっと教えてもらっていいですか。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

今お尋ねのありました指定管理者が選定されました場合には、その後、指定管理者と県のほうと委託契約を結ぶということになります。その委託契約の中で詳細を、指定管理候補者として選定されたところと契約をして指定管理業務を進めてもらうというのがまずございます。

その中で、今回、実際に指定管理業務として提示しております指定管理者の業務内容としましては、それぞれの指定管理をする体育施設の全般的な指定管理は、指定管理業者が行うという形でございます。

例えば、通常の県民が利用する際の使用につきましても、当然、その窓口としまして、利用料金あたりもそこで——条例等に基づくというようなことでございますけれども、行うということ。また、一部減免措置等が発生することもございますけれども、それも一応県のほうでの取決めもしておりますけれども、最終的には指定管理者が行って利用に対応するというような、そういった形でございます。

○高野洋介委員 分かりました。

言うならば、県民の方が利用する場合には、直接その施設なりに連絡をしなければいけないというふうに思っております。そして、県民の方から私よく聞くのが、あその施設がいつ空いているのかが分からないと、どういうふうにしていいのかが分からないというふうなことをよく耳にします。

私、そういうことを聞いて、1つの例を出しますと、藤崎台球場、ここを借りたいんだけど、いつ空いているのかも分からない

い。で、昨日、ホームページを見ましたけれども、あるイベントか何かが中止になったから借りませんかというような連絡というか、そういうのはありました。ただ、いついつが空いている、空いてないというのは分かりませんよね。

ですから、もしこれから契約を結ばれる際には、それぞれの施設に、何月何日は空いていますとか空いていませんとか、そういう形の——せっかくホームページを持っているなら、そこまでしっかりやって、県民が利用しやすい広報をしなければ、私は、県民サービスの向上にはつながっていないと思うんですよね。

ですから、そういったところも踏まえて言わないと、ちょっと不透明感が漂っているところもあります。あるところだけ占有してやっているじゃないかと、ホームページには、2か月前から一般の方は受付できますよというけど、2か月前にはもう自分たちが使いたいところは埋まっているじゃないかと、誰のための球場だというふうな話がありますので、そこは、恐らく高校野球とかいろんなところもあるのは理解できますが、そこが県民の方にどう映るかというのも踏まえて、しっかりとホームページ上でも充実させていかないと、せっかくこうやって新たに指定管理を結ぶわけですから、そうしないと何も変わらぬというわけには私いかないと思いますので、そういうところをぜひお願いいたします。

以上です。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

御指摘いただきましてありがとうございます。

現状の指定管理者のほうで、ホームページ等でその使用の今の予約状況あたりは公開しているものの、まだ御指摘のとおり不十分な

点があるかと思しますので、今後、契約を締結する際には、協議の場がございますので、その辺につきましましてしっかりと説明なり、あるいは意見交換をしまして、県民に、今お話がありました、不透明感など持たれることのないように、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○高野洋介委員 お願いします。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 すみません、私も今の指定管理のところ全般ですが、この指定管理そのものは、今高野先生がおっしゃった問題意識を持つということは非常に大事なことだと思いますけれども、全般的に、例えば、我々は——藤崎台球場も、新しい球場を造りたいという県民の声が多い、武道館も建て替えてほしいという声もある、それから体育館についても、今プロのバスケットチームもあって、野球もプロのチームができましたので、ますますそういう熱が高まってくるんだろうと思います。

そういったときに、この指定管理者、今度7年まで、これはこれで今日認めればこのままいくんですけれども、やっぱりこの間にもう一回ちょっと指定管理者の在り方等も考えていただいて、あるいは長期で指定管理をやることによって、球場の建て替えとかまで考えていただくようなところを取っていただくとか、メンテをしっかりとやっていただくとか、集客力を上げて、それぞれの施設が使いやすくなっていくとかというような、ちょっと一工夫入れる時期ではないかというふうに思っています。

特に、プロスポーツチームが、バスケット、それから野球等できましたので、そういった方々もこの中に入ってこれるような環境

をつくって、なおかつ、我々は、そのプロスポーツチームを、県民、県議会もそうですけれども、応援している立場ですので、そういった方々が、きちっとそういう将来の投資まで見据えた形でやっていけないのかということも、ぜひこの令和7年までの間にやっぱり検討していくことが大事なのではないかと思えます。

今のこの指定管理のやり方でいくと、いろいろな提案は出してもらっても、最終的には安いところに落とすと。で、今見ると、もう1者しかありませんよ。結局、やれるところはそこしかなくて、幾つも取るから採算が合うというようなことではないかなというところも推測するところでした、そういったやり方が適当なのかどうかというのをもう一回検証が必要じゃないかと。長期でやることによって、いろいろな人たちが参入して、新たな投資も含めた新たな提案が上がってくると。

さっき、公平、公正にという議論がありましたけれども、まさに誰でも指定管理にチャレンジできて、熊本県に資する、新しい球場を造りたい、新しい体育館を造りたいという県民の夢に応えられるような、そういう制度も一方で検討しておくべきではないかというふうに思っていますので、ぜひそれを検討していただきたいというふうに思っています。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

今委員のほうから御指摘がありました今回御提案しておりますのが、スポーツ振興事業団・ミズノグループと、あと、武道振興会というふうな2者ということでございます。

教育委員会としましては、今後、委員の御指摘にありました地場企業の育成という観点も留意しながら、より多くの企業でありましたり、団体にこの指定管理に参加してもらうためにどのような取組ができるかということ

について、また、今お話の中にもありました、公平性、透明性を確保しながら検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

御指摘いただきましてありがとうございます。

以上でございます。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了いたします。

それでは、説明員の入替えのため、ここで約5分間休憩いたします。

再開は、11時8分といたします。

午前11時4分休憩

午前11時7分開議

○橋口海平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第31号から第36号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第23号を議題といたします。

請第23号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

す。

請第23号、国の責任による少人数学級の前進を求める意見書に関する請願について御説明いたします。

資料、上段の請願項目を御覧ください。

要望項目3点でございますが、1点目が、小学校、中学校の全学年を30人以下学級にしてくださいというものでございます。2点目が、教職員を増やしてくださいというものでございます。3点目が、国の責任で少人数学級を拡充することを求める意見書を採択してくださいというものでございます。

執行部からは、少人数学級の推進に向けた状況について御説明をいたします。

今議会で溝口議員からありました少人数学級の推進に向けた段階的な実施についての御質問に対して、教育長が答弁しておりますが、本県の現状は、小学1年生と2年生が35人の学級編成、小学3年生から中学3年生までが40人の学級編成でございます。これは、国が示す学級編成に沿ったものということでございます。

県教育委員会としましては、新型コロナウイルス感染症対策や、1人1台端末の下で児童生徒一人一人によりきめ細かな指導を実施するためには、少人数学級の推進は必要であると考えております。

一方で、少人数学級の推進には、教職員の確保あるいは教室の不足などの課題もあることから、少人数学級の全学年での導入については、段階的に実施していく必要があると考えております。

これらの状況を踏まえ、少人数学級の推進に向けて、国に対して、段階的かつ計画的な実施を積極的に働きかけてまいるとともに、さらなる拡大に向けて具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○橋口海平委員長 ただいまの説明に関し

て、何か質疑はありませんか。

○坂梨剛昭委員 説明ありがとうございます。

今回出された請願に対しまして、小学校、中学校、全学年を30人以下の学級にする、それに伴って、教職員の数というのは、大体何人ぐらい確保が必要になってくるんでしょうか。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

今回の少人数学級の編成というテーマがありましたので、今回、35人学級あるいは30人学級、20人学級とそれぞれのパターンで、大体クラスがどれぐらい増えるのかというのを整理しております。

今の現状そのままに、そういう編成を当てはめたときにどうなるかという試算でございますけれども、御質問のあった全30人学級、全てを30人学級にするということで、大体小中学校で、クラス自体は600を超える、640ぐらいのクラスが増えると。先生の数になりますと、大体それに1割増しぐらいの先生が対応するということですので、結果的には、700名ぐらいの先生が必要になってくるという試算をしております。

以上でございます。

○坂梨剛昭委員 ありがとうございます。

教室の確保とまた教職員の数が700名と、少人数学級で学習能力を高めるということでは、非常にこれは進めていかなきゃいけないことだとは思いますが、やっぱり段階を追って進めていかなきゃいけないんじゃないかなど。教職員の数が700名と、また教室の確保が640と、そういったところは、ちょっと非現実的な部分もあるんじゃないかなと思います。

ですので、今回の請願に関しては、私は、

不採択だというふうな考えでいます。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。――なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

請第23号については、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りします。

請第23号を不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、請第23号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○植田警務部長 それでは、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについて御説明をさせていただきます。

本件につきましては、企画振興部球磨川流域復興局から総務常任委員会に報告されるものでございますが、県政全般に関するプランになりますので、当常任委員会においても御

報告をさせていただくものでございます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、1、被災状況、豪雨災害の検証では、人的被害、住家被害、被害額等について記載しております。

次に、2、復旧、復興の基本理念、目指す姿では、まず、グレーの網かけの部分に、被災者、被災地の現状と課題として、超高齢化、人口減少が加速する地域における未曾有の災害により、その地域が消滅するかもしれないという危機感と、球磨川の清流とこれからも共に暮らしていきたいとの思いという形で整理しております。

県としては、こうした被災者の思い、被災地の現状を直視して、復旧、復興に取り組んでいく必要があると考えています。

そこで、復旧、復興の3原則とくまもと復旧・復興有識者会議からいただいた提言を踏まえ、矢印の下にあります、「生命・財産を守り安全・安心を確保」しながら「球磨川流域の豊かな恵みを楽しむ」、この2つを基本理念と位置づけています。

そして、目指す姿として、「愛する地域で誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が“残り・集う”持続可能な地域の実現」に取り組むこととしています。

2ページをお願いいたします。

ここでは、3、新たな治水の方向性を踏まえた治水・防災対策及び被災者、被災地域の日も早い復旧、復興に向けた取組を整理しております。

まず、上段には、復旧、復興の前提となる治水対策について整理しています。

2行目の流域全体の総合力による緑の流域治水では、左上の新たな治水の方向性を踏まえた抜本的な対策として、先月知事が表明された考え、「緑の流域治水」の1つとして、住民の「命」と地域の宝の「清流」をともに守る「新たな流水型のダム」の推進を掲げ

ております。

その下の速やかな再度災害防止のための緊急治水対策として、住民からの御意見にもありました河道掘削や堤防整備などの河川改修や堆積した土砂、流木の早期撤去など、速やかに実施すべき治水対策の取組を掲げています。

また、右側には、生命、財産を守る地域防災力の強化として、戸別受信機の設置や通信回線の多重化など、主にソフト対策を掲げています。

次に、ページの中段から下ですが、今御説明した新たな治水対策を前提とした復旧、復興に向けた取組を4つの柱に整理しています。

主なものといたしまして、Ⅰ、住まい、コミュニティの創造では、かさ上げ等による宅地再生と高台等の安全な場所への移転促進など、Ⅱ、なりわい、産業の再生と創出では、なりわい再建支援補助金等による事業再建など、Ⅲ、災害に強い社会インフラ整備と安心して学べる拠点づくりでは、国道219号をはじめとする県南地域道路の全面通行止めの解消など、Ⅳ、地域の魅力の向上と誇りの回復では、歴史500年の人吉温泉の復活などの取組を掲げています。

続きまして、3ページをお願いいたします。

4の持続可能な地域の実現に向けた将来ビジョンでございます。

ここでは、今後、将来を見据えて、この地域に住み続けたい、移り住みたいと思える持続可能な地域に向けた取組の方向性を示しています。

まずは、住まいの確保やなりわいの再建など、目の前にある生活の再建を、被災者に寄り添いながら全力で取り組むとともに、同時に、県が目指す球磨川流域の将来ビジョンを明らかにすることで、被災地の復旧、復興の道筋を示していきたいと考えています。

主な取組としては、Ⅰ、住まい、コミュニティの創造では、最先端技術を駆使した新たなつながりによるスマートビレッジの実現など、Ⅱのなりわい、産業の再生と創出では、ダイナミックなインセンティブによる企業支援と産業、雇用の創造など、Ⅲ、災害に強い社会インフラ整備と安心して学べる拠点づくりでは、日本一災害に強い、命の道、通学の道としての国道219号の強靱化など、Ⅳ、地域の魅力の向上と誇りの回復では、若者が残り、集まる知的拠点としての球磨川流域大学の構想などを掲げています。

最後に、資料右側の5、復旧・復興プランの実現に向けてでございます。

本プランを実現していくため、(1)被災市町村への支援や市町村相互の連携を促進し、また、(2)プラン実現に向けた実効性の確保として、国家戦略特区の検討、実現や国への要望など、必要な財源の確保に向けた取組も積極的に進めてまいります。

五木村の振興も、引き続き県政の重要課題として、振興を強力に推進していくことを改めてプランの中で宣言しています。

続きまして、4ページをお願いいたします。

これまで御説明した復旧、復興の目指す姿をイラストにしております。

今回の復旧、復興の前提となる新たな治水の方向性、緑の流域治水をベースとして、復旧、復興の4本の柱となる取組に広がり、プランの目指す姿である、愛する地域で誰もが安全、安心に住み続けられ、若者が残り、集う持続可能な地域を実現するというイメージでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、復旧、復興の状況をお示ししていくため、主な取組については、ロードマップ等を作成するなど、状況に応じてプランの改定を予定しております。

プランについての説明は以上でございます。

す。

なお、来週、復旧・復興本部会議を開催し、これまでの復旧、復興の状況などを協議する予定です。協議内容等については、復興局から改めて御報告をさせていただきます。

本件についての説明は以上でございます。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、括弧書きで「その他報告事項」と記載してある教育委員会の資料を御覧ください。

説明資料の1ページをお願いいたします。

第3期熊本県教育振興基本計画の素案を取りまとめております。

別冊として素案の本体をお配りしておりますが、本日は、A3横の概要版にて説明をさせていただきます。

まず、資料左側の策定の趣旨ですが、この計画は、平成26年3月に策定した第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランの後継計画になります。

第2期教育プランは、郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指す熊本の人づくり、これを基本理念として取組を進めてまいりました。

第2期教育プランの策定後、社会の動向として、人口減少、少子高齢化の進展や急速な技術革新、グローバル化の進展や子供の貧困、地域間格差などが出てきております。

また、情勢の変化としては、大きなものとして、平成28年熊本地震の発生や新学習指導要領の全面実施、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨の発生などが挙げられます。

続いて、縦矢印の右側、教育の課題についてです。

現在の主な課題として、学力の向上をはじめ、いじめ、不登校への対応やICT教育などを挙げております。

その下、第2期教育プラン策定後の社会の

動向や情勢の変化、教育の課題を踏まえ、第3期熊本県教育振興基本計画の策定を行います。

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定するものでございます。教育委員会や知事部局、警察本部で所管する教育、子育て、文化、スポーツ等の施策を対象としており、計画期間は、知事の任期に合わせ、令和5年度までの4年間としております。

続きまして、資料中央上段の基本理念についてです。

子供たちが、熊本の心、生きる力、考える力を兼ね備え、これからの変化の激しい社会を生き抜き、夢を実現すること、さらに、一人一人の夢の実現が熊本の未来を創造する原動力となることを目指して、「夢を実現し、未来を創る熊本の人づくり」、これを基本理念として掲げております。

基本理念の下の枠に、夢を実現する重点取組を記載しております。計画期間の4年間で重点的に取り組む事項です。

基本理念の実現に向けて、「子供たちの夢を育む」、「夢を拓げる」、「夢を支える」という3つのテーマの下、特に力を入れて取り組みたいと考えている10の項目を掲げています。

次に、資料右側の施策体系の欄を御覧ください。

縦軸に記載をしたライフステージに応じて、家庭、地域の教育力向上や安全、安心に過ごせる学校づくりなど、9つの取組の基本的方向性と34の取組で構成しております。

最後に、資料の一番下、今後のスケジュールを御覧ください。

これまで、有識者会議での意見などを踏まえ、素案の作成を進めてまいりました。この後、1月にかけてパブリックコメントを実施し、広く意見を伺うこととしております。その後、最終案について、改めて有識者から成

る検討・推進委員会に諮った上で、3月までに知事決裁により策定する予定です。2月議会の本常任委員会において、改めて御報告をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

2ページをお願いいたします。

退職手当支給制限処分の取消しを求める審査請求に関する諮問について御報告いたします。

1、諮問の趣旨ですが、これは、懲戒免職処分を受けた職員に対して、熊本県教育委員会が行った退職手当支給制限処分について、知事に対し、地方自治法第206条第1項の規定に基づく審査請求がなされたもので、知事が審査請求を裁決するに当たり、同条第2項の規定により諮問がなされたものでございます。

本議会へ上程された諮問第1号として、総務常任委員会で審議されておりますが、熊本県教育委員会が行った処分の取消しを求めるものでありますので、御報告をいたします。

次に、2の事案の概要についてですが、令和元年5月から6月にかけて、女子生徒に対し、抱き締めたり、キスをしたりするなどの不適切な行為を複数回行った、また、このような行為を行っていたにもかかわらず、審査請求人が勤務する高等学校の管理職に対して、同女子生徒との関係を否定するなどの虚偽の報告をした、さらに、管理職から禁止されていたにもかかわらず、同女子生徒との連絡を継続していたというものでございます。

熊本県教育委員会としましては、当該非違行為を行った審査請求人に対し、懲戒免職処分及び退職手当の支給制限処分を行っております。

なお、審査庁の考えは、資料の3ページを

御覧いただければと思います。そこに記載の理由により、本件審査請求を棄却すべきというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

4ページのA3の資料をお願いいたします。

現在、熊本県文化財保存活用大綱の素案を取りまとめております。

別冊として素案の本体をお配りしておりますが、本日は、このA3の概要版で御説明させていただきます。

まず、大綱の位置づけですが、本大綱は、今後の県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確化し、本県の取組を進める上での共通の基盤とすることを目的として策定するものでございます。

文化財保護法第183条の2の規定に基づき策定し、本大綱の対象期間は10年間としております。

その次の欄に、背景等を記載しております。

策定に当たりましては、近年、少子高齢化や人口減少、地震や水害のような大きな災害によって文化財の保存に危機が生じております。

一方で、観光や地域活性化に向けた文化財の活用への期待が高まっている社会的背景とともに、文化財保護行政における専門職員や予算の不足等の厳しい現状というのもございます。そういった点を考慮いたしまして策定しているところでございます。

そこで、資料左下に、今後の県における文化財の保存、活用に関する基本的な方針を掲げております。

四角枠の中でございますが、文化財が地域をつなぎ、文化財を通して世代、地域、国を超えて人々をつないでいくことで、人々が文

化財の大切さを共有するとともに、地域の活力を生み出し、地域全体で守る意識を高め、文化財を次世代につないでいくという方針になります。

文化財保護の目的、効果等をつなぐという言葉キーワードとして、この基本方針を定めております。

続いて、資料の右側に、この基本的な方針に基づき、文化財の保存、活用を図るために講ずる措置について、文化財を守る、生かす、伝える、人、組織を育てるという4つの要素で整理しております。

守るでは、文化財の悉皆調査と記録作成の推進や災害等への備え等について、生かすでは、学校教育、社会教育と連携した文化財の活用等について、伝えるでは、文化財の情報発信等について、そして最後に、育てるでは、専門職員のスキルアップのほか、次世代を担う人材の育成等について記載しております。

あわせて、これらの4つの要素に沿った県内の市町村への支援の方針をその次のところに示しております。

また、資料右下に、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨等の災害において、文化財が大きな被害を受けたことから、それらの経験に基づいた防災及び災害発生時の対応について示しております。

ここでは、平時、災害発生時、復旧時という3期に分けて、それぞれの段階において、文化財を守るための基本的な対応について記載しております。

最後に、資料右下、今後のスケジュールでございます。

これまで、有識者会議での検討や市町村、博物館等の関係機関の意見聴取等を経て素案を策定いたしました。今後、1月にかけてパブリックコメントを実施し、広く県民の御意見を聴取します。その後、3月までに策定を完了させる予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

5ページをお願いいたします。

現在、県立高等学校あり方検討会で、今後の県立高校の魅力化の方向性について御協議いただいております。

委員の構成は、資料の2のとおりで、当委員会から橋口委員長に御出席いただいております。

検討会は、今年度、会議4回、学校視察1回の開催を予定しており、2月までに提言を取りまとめ、教育長に提出いただく予定でございます。

本日は、現在取りまとめを行っております県立高校の魅力づくりについての中間報告の案について御説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

資料の上の半分は、再編整備終了後の県立高校の状況と高校教育を取り巻く環境について記載しております。

再編整備終了後の状況としましては、熊本市以外の地域を中心に、定員を充足しない状況が続いておりますが、今後少子化はしばらく下げ止まりの状況が続く見込みであることから、これから4年間程度は、再編統合ではなく、学校の魅力づくりに力を入れることとしております。

また、新しい時代に対応する学校づくりとその魅力化について、資料の下半分に記載しております。

左側に、全ての高校生が夢に挑戦できる魅力ある県立高校像として、3つの柱を挙げております。

1つ目は、夢を実現する力を育む学校です。ここでは、確かな学力の育成やグローバル化に対応した教育の充実を図ります。

2つ目は、地域で夢を広げ、地域の未来を

支える人材を育てる学校です。地域に学び、地域で学ぶ教育を実践することで、地域に貢献できる人材を育ててまいります。

3つ目が、夢への挑戦を支える学校です。施設、設備やICT、教職員の資質向上といった教育環境の整備、向上も、魅力化の重要な要素と考えております。

資料の中央には、こうした魅力ある学校づくりのための取組の方向性を記載しています。

1つ目は、各県立高校の伝統や実績、特色などの強みを生かした取組の重点的な実施です。

2つ目は、様々な学科、コースがある県立高校の強みを生かした高校間連携や、地域や大学、企業など、多様なパートナーとの連携した教育の充実です。

3つ目は、ICTの活用です。遠隔授業や授業動画の配信等により教育の充実を図り、個別最適化した学びや選択科目の拡大につなげます。

4つ目は、小規模な学校の活性化で、高校が地方創生に果たす役割の重要性を認識しつつ、ICTやスーパーティーチャーの活用などにより、小規模校における教育の充実を図ることとしております。

5つ目は、グローバルに活躍する人材の育成です。英語教育日本一を目指した取組により、外国語コミュニケーション能力の向上を図ります。

最後に、ICT活用のための環境整備など、施設、設備の充実を含めた教育環境の整備を挙げております。

その右側、具体的な14の取組の案でございます。

各取組の末尾のローマ数字は、ただいま御説明いたしました取組の方向性の各項目の数字と対応しております。

詳細を別紙に記載しております。7ページをお願いいたします。

こちらに、14の取組のうち、⑫と⑬を除く①から⑭まで、それぞれの主な取組案の詳細についてまとめております。

なお、取組名の右側に全と記載しておりますのは、全ての高校を対象とする取組でございます。

各学校の特色を明確にした効果的な情報発信や科学技術や国際バカロレアなどの新たな学科等の設置の検討、県立大学をはじめとした高大連携の拡大その他ICTを活用した高校間連携や小規模校の教育の充実、さらにICT教育を具現化する特定推進校の設置などにより、県立高校の魅力化を図りたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○橋口海平委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

今の報告に係る質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 復旧・復興プラン、それから教育振興基本計画にも関連しますので、教育委員会に質問というよりも要望に代えときます。

若者が残り、集う持続可能な地域の実現、非常に耳触りのいい話で、あと魅力ある学校づくりということでもありますけれども、私、前回も申し上げましたとおり、この豪雨災害で、今人吉・球磨の子供たちは、通学するのに非常に苦労しております。高校生ですね、特に。

代替バス等を出していただいている、大変感謝もしておるところであります。今不安に思っているのは、中学3年生あるいは中学2年生、中学1年生、自分が行きたい高校に、お兄ちゃん、お姉ちゃんや今高校生が通っている過酷なバスでの通学を、何かこう、やっぱり自分たちのときには自信がないなと、これはもういっそ人吉・球磨の学校では

なくて、熊本市内とかよその学校にこの際出てしまおうというような話をよくやっぱり聞きます。

今の子たちは、本当に代替バスがあるから、最後まで、卒業まで頑張れるんだけど、新たに決める子たち、中学3年生、2年生、3年生はそうでもないかもしれませんが、2年生、1年生あるいは親から聞くと、なかなかやっぱり大変だという声が聞かれます。

そこで、何回か、人吉高校、球磨工業が使っている寮の改修の話とか、いろいろさせていただいておりますが、その後の進捗について全く聞いていないので、今日ここでどうなっているのかとは聞きませんが、人吉高校や球磨工業高校に赴任された先生方に聞けば、もう一目瞭然ですよ。まだ寮はそのまま建っているんですかというような話になるわけですから。

この振興基本計画の中にも、県立学校施設長寿命化プランに基づき、これに基づかないといけません、それに基づくだけの発想では、恐らく改修とか建て替えという話にはならない。けれども、今回の災害によって、子供たちが地域に残れない、もう中学校の時点で外に出るという決断をしなければならぬという子供たちがたくさんいるということ、ぜひ認識をして対応していただきたいと思います。

答弁は要りません。後ほど終わってから結構です。

もう1点、続けていいですか。すみません。

これは質問させていただきますが、熊本県文化財保存活用大綱、私が県議会議員になったのは平成15年からですので、その頃文化財行政は、ほぼ一辺倒で、活用するという発想は全くなかった。それからすると、隔世の感ありということで、この保存活用大綱素案がまとまるぐらい両方の視点を持っていた

いたというのは、非常にありがたいことだと思います。

しかしながら、この大綱をつくって、どう県庁内で連携をして、市町村と連携をしてやっていくのかというのが非常に大事であります。

これをさっと目を通していただくと、やっぱり保護の色合いが強いというのが率直な印象です。それはそうですよね、今までずっと保護で頑張ってきた先生方が委員になってやられているので、それはもう理解できますし、この先生たちがいなければ様々な文化財の付加価値がついてこなかったもので、それは認めるところでありますが、これを活用するという視点のときに、やっぱりもうちょっと違う人たちと議論をして活用していくということを議論していかないと、いつまでたっても活用ができない、そういうふうに感じるところであります。これは、県庁各課でどの程度まで情報交換をなされているのか。

そして、これができた後、やっぱり最後は私の持論であります文化と経済を結びつける活動、これがないと文化財は守れないんですよ。しっかり利益を出してもうけて、その分しっかり保存をしていく、新たな価値づけを見いだしていく、歴史的史実に基づいて忠実に文化財を守っていく、そのサイクルがつかれないと守っていきません。

そういった点では、今後、これをどう活用するのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○中村文化課長 文化課でございます。

委員の御指摘のとおり、文化財の保存については、これまでウエートを置いてきたところでございます。それに対して、やはり活用もしっかり、保存と活用を両輪としてやっていかないといけないというところで、この大綱を作成した目的の一つでございます。

ただ、活用につきましては、やはり市町村の文化財部局等におきましても、まだどうやってやっていいのかという戸惑い等もありまして、その辺で活用に対する目的なり、考え方なり、心構えなり、そういったものをこの中に入れております。

その中に、委員の御指摘のとおり、やはり活用することによって、特に地域の中で文化財を活用することによって交流人口が増えるとか、そこへお客さんが来て地域のものを買ってもらおうとか、そういったふうにして地域の中でこの文化財を活用することによって経済的なメリットとか、そういったものがあると。

そういうことで、地域の中で文化財、やはり大事だなと、守っていかないといけない、そういう気持ちをさらに育てていく、そういうふうになっていく、そういうことによって文化財に対する修復とか何かの予算も確保していけるものだろうと考えております。

そういったことで、活用を図っていくことできちんと予算や、地域の中の文化財を大事にする意識を醸成することによって保存もやっていこうと、そういう形でやっていこうというのをこの大綱の中に入れていこうとございます。

これを、ただつくるだけじゃなくて、いかに実効性を持たせるかというところでございますが、庁内の関係課、観光だとか地域振興、そういったところに意見を聴きながらここは作成をしているところでございます。

今後、実際に実施するに当たっても、そういった関係課ともしっかりと連携してやっていきたいと思っておりますし、また、市町村に対しましては、市町村の主管課長の会議だったり、研修会等を通じてこの大綱を説明し、しっかりと市町村の中でも落とし込んでいただいて、県と市町村一緒になって保存と活用に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 課長の言葉を全て信じておきますので。

まず、庁内の連携ですね。文化課は、やっぱり文化財を守るのが主眼ですから、それはもう一生懸命やってもらいたいんですけども、やっぱり活用の部分は、観光とかいろいろな各課と連携が必要ですので、今の言葉のとおり、しっかり連携を図って、ある意味、基礎的な資料は文化課が最大限出すので、活用はそっちでしっかりやってくれというような仕組みを、もうずっと私言っている話ですので、やっていただきたいと思っております。

残念なのは、やっぱり歴史的事実をちょっと歪曲したり、何かこう自分たちの都合のいいように使って利用しようという人たちが若干やっぱり出てくるのは出てきますので、そういったのは個人的にとか一団体がやる分は構いませんが、自治体がそういう流れにならないようにしっかり監視していくのも県の仕事ですから、併せてその両方ですね。しっかりやっていただきたいと思っております。

以上です。

○中村文化課長 ありがとうございます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○松野明美委員 溝口委員の前半の県立高校の魅力づくりについてお尋ねをいたしますけれども、やはり県立高校と私立高校、比べますと、スポーツをやっている児童生徒というのは、あの広いグラウンドで非常にやっぱり環境が違うんですね。そういうところもあると思うんですが、1つ、県立高校の教頭先生とお話をしましたときに、スクールバスの設置があったらもっと生徒が増えるのにとという言葉を聞いたことがあるんですが、そのスクールバスの設置というのは、何かそう

いうことを考えられたことはあるんでしょうか。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

今委員の御指摘がありましたスクールバスにつきましては、現在、高校の再編整備による通学事情が著しく悪化する場合等については、県で通学費の一部助成などの支援を行っております。

そういう中で、今回、県立高校の魅力化を図るという上で、スクールバスという対応につきましては、生徒の通学区域が広範囲にわたっていたり、学校ごとに対応するということになる多額の費用が必要になるため、導入については難しいのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○松野明美委員 分かりました。

例えば、私の息子は鹿本高校に行っているんですけども、高校2年生になったら、規制を、何でしょうね、7キロ以上とか、学校から自宅まで10キロ以上とか、そういう規制があるみたいなんですけれども、それをクリアしたらバイク通学をやっていいですよというようなこともあるらしいんですけども、やはりバイクというのは非常に危ないということもありますし、やはり保護者の方からの話を聞くと、本当にスクールバスがあったら遠くても県立高校に行きたいというような希望があるようなところもありますから、確かに多額になると思うんですけども、そういうこともちょっとこれから先は検討されるもっと生徒が集まってくるのではないかなと思います。よろしくお願いたします。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

○高野洋介委員 県立学校の未来を考える中

間報告のことで少し御意見を述べさせていただきたいと思っておりますけれども、これは、そもそも平成19年の県立学校の再編整備のほうから続いていることだと思いますけれども、まず一番大切なのは、皆さん方が覚悟を決めて再編整備が始まりました。で、ある程度終わりました。その結果をしっかりと反省をし、いい面と悪い面が物すごく出てきたと思います。その反省を一回するべきだと思っています。

といたしますのが、この県立学校の中で、熊本市内の県立学校の充足率が97.6%、郡部は69%、要は郡部はほとんど定員割れということですよ。そういうところが、皆様方の想定していた再編整備に合致しているのかと。多分私の予想では、皆さん方が想像している以上に郡部と市内の格差が出たんじゃないかなというふうに肌で感じております。

それから、今からそれぞれの学校の魅力づくりに向けて頑張られるんでしょうけれども、熊本市の学校も頑張る、郡部のほうも頑張るんだったら、変わらぬですよ。ある程度、郡部のほうの魅力づくりと熊本市の学校の魅力づくりの差をつけて——地域性もあると思います。ですから、そういったところも具体的に変えていかないと、主な取組で1から14まで並べられていますけれども、全くこれは地域性も分からぬ。だから、この取組自体からまた広がっていくんでしょうけれども、そういったところをしていかなければ、なおさらまた郡部のほうは疲弊します。

私、いつも言いますが、抜本的な定数の見直しが必要じゃないかなというふうに常々言っていますけれども、なかなか教育委員会は触ることもされない。ですから、そういったところの抜本的なところにメスを入れていかないと、郡部と市内の差は埋まりません。

ですから、そういったところをぜひ、覚悟を決めてやられるんだったら、これからも覚

悟を決めて、いろんな批判があると思います。そこを踏まえて、郡部と市をしっかり守っていくんだという気概を持って取り組んでいただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

御指摘ありがとうございます。

前回の再編整備につきましては、今委員のほうからお話ありましたように、平成19年から始まりまして、平成30年度末をもって終了しております。

その再編整備を始めるときに、想定しておりました以上に、やはり熊本市への人口集中が著しくなっているというところがありまして、そういったことがありまして、今熊本市の中学生が非常に多くなっております関係で、地域の県立高校の充足率の低下につながっているというのは、一因になっているのかなというふうに考えております。

そういう中にありまして、今委員からお話いただいたんですけれども、この魅力化については、特にやはり地域の県立高校の魅力強化を強化してまいりたい。そのために、やはり熊本市内の高校、やはりこの県立高校の強みといいますのは、私立高校と違いまして一体となれると、複数の学校が一体となってこの教育活動を実践できるというのは、県立高校の強みではないかなというふうに感じているところがございます。

そういったところを生かしながら、特にやはりこの充足率が低くなっております地域の県立高校の魅力化について強化してまいりたいということで、一番右側の14の施策ということを打ち出ささせていただいておりますので、その中で、考えているとおりにうまくいくかどうか分かりませんが、今委員から御指摘がありました、全体の募集定員あるいは入試制度、この辺りについても委員会の

中でいろんな御意見もいただいておりますので、そういったところを踏まえて検討を進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○高野洋介委員 久しぶりに岩本課長の気合の入った答弁だったと思います。それを信じて、私も課長を信じてこれからはしっかりと御意見させていただきますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○坂梨剛昭委員 玉名地域は、私立も入れて5つの高校がありまして、言うならば玉名市というのは、いろんな高校とまた中学校も小学校も含めて、学校教育環境に恵まれた地域だと思っています。ともに、玉名地域も、教育と一緒に発展した地域だと思っています。

その中で、最近私がよく地域の方に話を聞くのが、学校があるその周辺に地域住民の方がおられる、その方々が、最近は学校との連携がなかなか取れないという声をよく聞きます。

学校の教育に関しては、文化祭、そして運動会等があるときには、地域みんなが協力して行き来する中では、見守っていたり、駐車場を貸したりとか、そういった形で協力はしてきたんだけど、しかしながら、最近は、そういった学校の先生も、あと生徒たちも、なかなか、前は挨拶に来てくれたりとかそういったのが、まあ連携が取れていたと、それが最近は少なくて少し寂しいという方もおられます。

学校のグラウンドで、今回の大雨なども含めて、グラウンドから流れる水など、自分の庭のところにも流れ込んでくると。これに対しても、地域の方は、何も言わずに、学校の

ことだからということで黙っておられる方も結構おられるんですよ。

そういったところも含めて、やはり地域とともに育む学校の教育環境をつくるためには、学校の先生、また生徒たちも、周辺の方々には、そういった関係を、よりいい関係をつくっていただきたいなというふうなちょっと要望なんです、今どういうふうな状況なのかというのをちょっと教えていただけないでしょうか。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

今回の魅力化を図っていく上で、やはり今委員から御指摘がありましたように、地域と一体となって取り組まないと、その魅力化の成果というのは期待できないのかなというふうに感じております。

各学校、今までも地域との連携というのは図っているかと思うんですけれども、これは私自身の感じているところとなるんですけれども、どちらかという地域から要請があって連携を図っているという、そういう形、パターンのほうが多かったのではないかなと思っております。

しかしながら、これからは、魅力化を図っていく上では、学校から地域、あるいは学校から市、町のほうに連携を働きかけていく、そういった姿勢も取り入れていかないと、この魅力化ということについては、私たちが考えているような成果を得ることは難しいのではないかなと。

そういったこともありまして、今月から、各学校の校長と意見交換、今委員から御指摘があった点も含めまして、意見交換をしながら、一つ一つの学校に寄り添いながら、あるいは1つの学校で方策を変えながら、この魅力化について取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○坂梨剛昭委員 本当に力強い言葉をいただきまして、ありがとうございます。

実際に、高校などの大きなイベントのときには、多くの保護者の方、もちろん生徒たちも含めて、いろんな方がその学校周辺を歩いていかれる。その中で、実際に地域の方は、それを嫌がられている方もおられるという事実もあります。

というのは、今までは協力してきたけど、協力してきたのに何も学校側から——お礼が欲しいわけではないけど、一言声をかけていただければ、すごく気持ちよく駐車場を貸したりとかそういった協力もできると、そういうのが起こっているのも実際にあるということを知っていただきたいなと。

高校生も含めて、学校の先生も、地域の方々と一緒に気持ちよくその教育の環境をつくっていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○松野明美委員 休日に、県立高校の運動場が空いているときがあるらしいんですね。地域の方たちが、ぜひ使わせていただきたいというようなお声もありまして、そういうことで地域の連携といえますか、そういうのはできるんじゃないかなと思うんですが、その辺りはどうなっていますでしょうか、今。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

今委員の御指摘がありました件については、県有施設につきましては、手続等が必要になってくるんですけれども、教育活動に支障がない範囲内で貸出しということは可能という状況になっております。

○松野明美委員 ただ、今、非常にウォーキングとかをなさっている方々が多いんです

ね。そういう中で、休日とかに学校がお休みのときに、空いているとき運動場が使えるといいのになというふうなお声も聞いたことがありますものですから、そういうようなところもこれから先検討していただければと思っています。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

○本田雄三委員 交通部長にお願いといいますが、実は、昨日、私は、日赤病院の前を信号待ちしていましたが、反対側を若者の車が通ったんですけれども、ティッシュボックスをポイ捨てしていったんですね。そういうものというのは、何かカメラか何かで捕まえられないものかなと思うんです。私は、大概のことは寛容に考えますけど、ポイ捨ては、ちょっと市中引き回しぐらいせんとですね、何かできないかなと思っていますところ。

御要望でよろしくお願ひします。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。一なければ、これで質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会の各委員から提起された要望、御提案の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○橋口海平委員長 それでは、そのようにさ

せていただきます。

次に、その他に入りますが、本日は出席職員を限定しているので、この場で回答できない場合については、後日回答させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

委員の皆様から、何かその他はありませんか。

○松野明美委員 特別支援学校の生徒の職場実習への受入れにつきましてお尋ねをしたいんですが、今回も今議会の一般質問のほうで、支援学校の職場実習がなかなか、約3割が行けてないというような質問がありましたけれども、前回のこの9月議会の常任委員会で私のほうも質問させていただきました、12月頃は個々に対応しますというふうなお返事をいただいたんですが、その辺りの状況はどうなっていますでしょうか。

○牛野特別支援教育課長 詳しくは、また後ほどということになりますが、11月末現在で、ほぼ全員が現場実習は可能と、現場実習できたという報告を聞いております。

○松野明美委員 じゃあ、ちょっとお聞きしますが、特別支援学校の高等部の3年生が、卒業後、その進路といいますか、その進む道というのはほとんど決まっていると理解してよろしいでしょうか。例えば、私はこの事業所にもう決まりましたとか、そういうようなところというのは、もう高等部の3年生の生徒さんたちはほぼ決まっていると理解してもよろしいのでしょうか。実習ではなくて、進路先ですね。お願いします。

○牛野特別支援教育課長 12月の現在時期、まだ調整段階に入っているお子さんもいらっしゃるかもしれませんが、今着々と内定が得られている状況です。一応進捗です。

○松野明美委員 分かりました。

事業所だけではなくて、生活介護を希望されている生徒さんは、何か待ちの状況の方もちょっといらっしゃるということをちらっと聞いたものですから、その辺りちょっと心配になりましてお聞きしました。

特に、高等部の3年生の生徒さんをよく見ていただきて、きちっと卒業ができて、進路が決まったというような感じで、ほとんどその生徒さんたちになるようによろしくお願いいたします。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

先ほどの本田委員の発言については、後刻会議録を調査の上、措置することにいたします。

○本田雄三委員 それは厳罰化ということでお願いします。

○橋口海平委員長 それでは、これもちまして第6回教育警察常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後0時1分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長